

## 黒川地域行政事務組合ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、黒川地域行政事務組合広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、要綱第2条第1号イに定めるウェブページ（以下「組合公式ホームページ」という。）のバナー広告（以下「広告」という。）の掲載の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、広告とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の規格、掲載位置及び枠数)

第3条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大きさ 縦120ピクセル×横360ピクセル

(2) 形式 JPEG形式、PNG形式

(3) データ容量 制限なし

(4) 画像 静止画（透過不可、フラッシュ不可、アニメーション不可）

2 広告の掲載位置は、組合公式ホームページのトップページのうちから、理事長が指定するものとする。

3 広告の掲載枠数は、8枠とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。ただし、年度を越えて掲載することはできない。

2 広告掲載開始日及び時間は、掲載期間が開始する月の初日の午後1時とし、掲載終了日及び時間は、掲載期間が終了する月の翌月の初日の午後1時とする。

3 広告の掲載開始日又は掲載終了日が黒川地域行政事務組合事務所の閉庁日にあたる場合は、その直後の開庁日を掲載開始日又は掲載終了日とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠あたり月額3,000円とする。

2 広告主は、理事長が指定する日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、黒川地域行政事務組合広告事業実施要綱第7条第1項に定める申込書に広告原稿（画像データ）を添えて、掲載希望月の前月10日までに提出するものとする。

2 理事長は、必要に応じて、掲載に関する資料の提出を求めることができる。

3 広告掲載希望者は、広告原稿を自己の負担により作成しなければならない。

(広告の掲載順位)

第7条 広告は、次に掲げる順位により掲載するものとする。

(1) 組合を構成する市町村内に事業所等を有する者の広告を第1順位とする。

(2) 前号の次に宮城県内に事業所等を有する者の広告を第2順位とする。

(3) 前各号に該当しない者の広告を第3順位とする。

2 理事長は、広告の掲載を決定する場合において、同一の掲載順位の広告（掲載基準を満たすものに限る。以下この条において同じ。）の数が、広告を掲載することができる残りの枠数を超えたときは、当該同一の掲載順位の広告のうちから、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

3 前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定するものとする。

（広告主の責務）

第8条 広告主は組合公式ホームページ広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

（協議）

第9条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じたときは、組合と広告主で協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要事項は、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和8年1月1日から施行する。